



令和6年度事業報告書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

一般財団法人 商工会館

令和6年度事業報告書

<概況>

- 1.令和6年度は、消費活動の改善、円安に伴うインバウンド需要の大幅な増、賃上げの動きの浸透などにより景況は回復基調を維持したが、一方で、大幅な円安が継続し、また、気候変動や各種の紛争に伴う国際的な食糧やエネルギー等の供給の不安定化による食料品や資材等の価格高騰、国内市場における働き手の不足などが続き、国民生活及び企業活動に大きな影響を及ぼした。加えて、米国第一主義を掲げるトランプ大統領の誕生により、追加関税などによる貿易や金融市場の混乱が生まれ、世界各国への影響が大きくなっている。
- 2.そのような状況の中、当財団の主要事業である貸事務室事業については、保有するすべての貸事務室への入居を継続しており、また、会議室利用についてもコロナウィルス感染症対策の影響が薄れたことにより、団体や企業活動における対面会議等が増加しており、貸会議室の利用は堅調に推移した。
- 3.一方で、築36年が経過している会館の建物、設備については、建物の安全面、利便性の維持に努め、優先度と予算を勘案しつつ、計画的な点検、補修工事を行っているが、修繕費や電気清掃費等の共益費の高騰など今後の事業継続に当たっての懸念事項も存在している。
- 4.公益事業として実施している商工業の重要課題に関する調査研究については、一部実施が困難なものもあったが、関係者と連携を図りつつ、一定の成果をあげることができた。
- 5.情報提供事業等その他の事業については、経済社会情勢に対応しつつ、適切な事業展開を行った。

<財団の事業>

1.貸事務室事業

- (1)中小企業その他商工業に係る団体の事業の円滑な実施を図るために運営している当財団の主要事業である貸事務室については、前述のとおり、当会館の保有するすべての貸事務室について入居を確保し、各テナントとの定期的な連絡会の開催などによる意見交換なども活用しつつ、テナントのニーズにあった対応や必要な設備更新、補修等を行うなどの利用環境の提供を図った。

表1 財団の貸事務室の入居状況

(令和7年3月末)

階数	入居団体名	面積(m ²)
1階	日本弁理士会	93
4階	一般社団法人 発明推進協会	406
5階	日本弁理士協同組合	191
6階	全日本自動車部品卸商協同組合	157
6階	株式会社 時評社	157
7階	全日本糖化工業会 国立研究法人医療基盤・健康・栄養 研究所 一般社団法人発明推進協会	229
8階	(商工会館事務室)	—

(2)なお、貸駐車場の利用については、日本弁理士会及び(株)時評社との間で年間契約を継続しているが、更なる活用と収益増を図る観点から有効利用策について検討を重ねた。

2.貸会議室事業

(1)中小企業、商工業の振興を目的として設置運営している貸会議室は、財団の設立当初からの目的事業である。令和6年度における貸会議室事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れたことにより、会議等の利用が大幅に増加するなど堅調であった。

表2 令和6年度の貸会議室利用状況

(単位:m²、円)

	令和2年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)
8A、7F、6G (37)(58)(157)m ²	10,418,496 (A)	21,565,579 (B)	—
8A、5H (37)(217)m ²	—	—	26,432,150 (C)
年度比較		(B)/(A)207.0%	(C)/(B)122.6%

(2)なお、収入については、公益団体での利用は公益目的支出計画実施事業として、それ以外に係る利用は収益事業として経理区分を行った。

(3)談話室事業

①産学官関係者の交流の場として8階の談話室(56㎡)を提供しているが、令和6年度もこれら関係者の交流を促進するため、関係者間で構成する「談話室の会」を年2回(7月及び11月)開催した。同懇談会には、経済産業省の幹部も多数出席し、最近の経済産業政策の動向が紹介されるとともに、会員との意見交換が活発に行われた。

②また、談話室については、他の貸会議室に比べて比較的利用件数が少ないことから、幅広い会議の活用促進を図ったことにより、令和6年度の利用は前年度に比べて17.7%の増となった。

表3 令和6年度の談話室の利用状況

(単位:㎡、円)

	令和2年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)
談話室 (56) ㎡	504,438 (A)	1,695,715 (B)	1,894,463 (C)
年度比較		(B)/(A)336.2%	(C)/(B)117.7%

3.会館の運営・管理

(1)会館の施設・設備の運営・管理は、LCC調査(注)に基づき策定した長期修繕計画(2017年から2041年までに予想される修繕項目・修繕費用を算出)に基づき、毎年度の実態調査結果も踏まえて実施してきている。現状では、特に大きな問題は発生していない。しかしながら、建物・設備の老朽化は年々進んでおり、これまで以上に安全性、快適性に留意しつつ、優先度と予算を勘案した工事(整備)を進める必要がある。

(注)LCC調査(ライフサイクルコスト調査)

:初期投資コストだけでなく、維持管理、修繕、運用、エネルギーコスト、廃棄や解体時のコストなど京築物の施設などの生涯にわたるすべてのコストを総合的に評価するもの。

(2)他方で、会館の施設・設備は築36年(1988年5月に竣工)が経過し、修繕計画も8年が経過していることから、実態と計画の乖離について調査・検討を行った。

具体的には、長期修繕計画とこれまでの会館における施設・設備の修繕実績について、法令対応、安全性、緊急性等様々な観点から比較・検討し、今後の修繕計画の在り方について検討を行った。

(3)結果、長期修繕計画に影響を与えない範囲で緊急性の低い案件を先送りし、優先度や予算を踏まえて効果的な実施工事を行ってきたことにより特に問題は生じていないことが分かった。

(4)そのため、引き続き長期修繕計画と毎年の実態調査結果に基づき工事を進めていくこととするが、年数の経過による老朽化や資機材等の値上がり等の懸念材料があることから、今後も定期的に LCC 調査を実施し、費用対効果を考慮して、会館の建替えも視野に入れつつ検討を重ねることとした。

(5)なお、6年度に実施した主な工事(整備)の実績は以下のとおりであった。

①設備機器の経年劣化対策

空調用フィルタ交換、排煙窓オペレーター装置更新、自動ドア部品交換、熱交換器用蒸気バルブ・蒸気トラップの交換

②外観維持、落下防止等対策

外壁改修(緊急部位補修)

③防火・防災対策

ハロン消化設備機器類更新工事、非常用照明器具内蔵蓄電池(共用部、専用部)交換、誘導灯(共用部、専用部)交換 等

(6)また、昨年度に引き続き、令和8年度末に予定しているエレベーター(2基)の更新工事のための修繕費(1,000万円)を積み立てた。

4.調査研究事業

産学官の関係者が連携し、交流を深めながら商工業の重要課題について調査研究を行った。調査研究事業は、公益目的支出計画事業の認定を得ており、研究成果はホームページに掲載する。

(1)「産業と技術の比較研究会」(座長 児玉文雄東京大学名誉教授)

6年度は、日本経済新聞等で公表されているDXの導入事例の中から、研究会

メンバーの討論を通して、特徴的だと思われる事例を選択し、直接開発した企業の担当者にヒアリングした。

報告書の構成は：①「DX with Disruption」を生み出す競争環境変化；②特許分析から見た DX のサイクルーメタバースをケースとして；③半導体露光装置メーカーASML 成長の契機ーモジュール化とシステム・アーキテクトー；④電力データを利用した2つのDXアプローチ；⑤まちづくりとDXーDX論の適用範囲ー；⑥DXによるビジネスモデル変革の重要性；⑦地球温暖化対策 再論；の全7章である。

(注)DX(デジタルフォーメーション)は、デジタル技術を活用し、商品やサービスだけでなく、業務フローや組織のあり方などのあらゆるものに変革を起こし、新しい価値を創出するもの。また、デジタルディスラプション(Disruption)は、デジタル技術により新しいビジネスを創出し、古いビジネスに破壊的な影響を与えるもの。

(2)「中小企業研究会」(座長 中田哲雄元同志社大学ビジネス研究科教授)

本研究会は、令和6年度において「中小企業の人手不足対策」をテーマとして、①人手不足の実態、②人手不足の原因、③対応の方向、④実践した対策とその結果、⑤期待する支援策 などについて、所要のアンケート調査、ヒアリング調査等を実施する予定であったが、研究会メンバーの確定、分担の検討が進まず、新たな研究に着手することができなかった。今後速やかに研究会メンバーを確定し、令和7年度の研究計画の策定に着手することとする。

5.情報収集提供事業

(1)経済産業省の組織別職員録及び主要事項、経済産業省関係諸団体の所在・役員等の情報等を収集し、これらを「経済産業ハンドブック(2025年版)」にまとめ、経済産業省、独立行政法人、関係諸団体等に販売を行った。

(2)ホームページの内容の拡充を図るなど会館事業の積極的な情報提供に努めた。

6.その他

(1)会館の地下駐車場の活用策の検討

①当会館の駐車場は、昭和62年1月に東京都駐車場条例に基づき、附置台数8台(昇降機付2段式駐車措置)で認定を受けているが、駐車・出庫に手間がかかり、かつ、駐車スペースが狭く使い勝手が悪いため、会館の設置当初からほとんど利用されていない(現状は平置きの場所に入居しているテナントの2台と契約し賃貸している。)

②これを改善するために平成27年11月にすべて平置き(7台)とする駐車場の変更申請を行い千代田区長から認定を受けている。しかしながら、その後は工事計画は進んでいないため、駐車場の改修・活用は行われておらず検討も進んでいない。そのため、使用していない機械装置の定期的点検は行っていないことから附置義務の要件を満たしていない状態が続いており、空きスペースの解消と収益の確保の両面からみても、まったく活用が図られていない。

(2)事業所税の納付が不要となったことによる経費の節減

令和6年1月に、事業所税の課税対象面積の見直しを東京都に要望し、書類及び現地調査の結果、令和2年度から5年度までの事業所税の還付と令和6年度以降の課税対象面積を従来の1,077㎡から730㎡に変更することが認められた。これにより事業所税の納付申告と納付の義務が不要となり、令和6年度以降は毎年約64万円の経費削減が図られることとなった。

(注) 変更申請によって、当財団の課税対象面積は、従来の1,077㎡から730㎡となった。

(地方税法上、免税点判定面積は以下のとおり)

(当財団の課税対象面積は、従来は1,077㎡→730㎡となった。)

課税対象となる床面積が800㎡以下の場合	→申告、納付とも不要
課税対象となる床面積が800㎡超、1,000㎡以下の場合	→納付は不要だが免税点以下の申告が必要
課税対象となる床面積が1,000㎡超の場合	→納付申告及び納付が必要

(3)規程改正及びシステムの整備

①体制の整備を図るため、規程(就業規則)の改正を行った。

②事務処理の適正化、効率化を図るため、外部機関等を活用し、貸会議室の予約・運用システムの改善に着手した。